

沿岸広域振興局長告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年5月10日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字八日町243番1地先から字山脈地105番11地先まで	新	C 61.4~16.8 m	m 803.5
気仙郡住田町上有住字八日町243番2地先から175番地先まで	旧	A 25.2~12.0	313.3
気仙郡住田町上有住字八日町65番2地先から字山脈地118番11地先まで		B 13.5~5.9	1,030.0
気仙郡住田町上有住字八日町243番1地先から字山脈地105番11地先まで		C 61.4~16.8	803.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成25年5月10日から同年6月10日まで